

予 防 規 程

(非常用発電機設置)

(事業所名)

(給油取扱所名)

給油取扱所 予防規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき_____給油取扱所（以下「当給油所」という。）における危険物の取扱い作業、その他防火管理に必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出及び震災等の災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当給油所に勤務又は出入りする者のすべての者に適用する。

(遵守事項)

第3条 当給油所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

(告知義務)

第4条 当給油所の従業員は、当給油所へ出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

(規程の変更)

第5条 当給油所長（以下「所長」という。）は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。

2 所長は、規程の変更を行ったときは、市町村長等に変更の申請をして認可を受けなければならない。

第2章 保安の役割分担

(組織)

第6条 当給油所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、別表1のとおり保安の役割分担を定める。

2 所長は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により不在となることを考慮して、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかななければならない。

(所長の職務)

第7条 所長は、危険物保安監督者をはじめ、危険物の取扱い作業に従事する職員を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

(危険物保安監督者の職務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより保安の維持の確保に努めなければならない。

(危険物取扱者の職務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定

める危険物の貯蔵及び取扱い作業の安全を確保しなければならない。

2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を当給油所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(従業員の遵守事項)

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取扱い作業及び危険物施設の維持に努めなければならない。

第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

(貯蔵及び取扱いの基準)

第11条 危険物を貯蔵し、又は取扱う場合においては、消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

一 危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。

二 給油又は注油を行うときは、必ず顧客等が求める油種を確認するとともに、その場所を離れないこと。

三 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当給油所の危険物取扱者が必ず立会い、危険物の種類及び数量を確認し、危険物が漏れ、溢れ又は飛散しないよう監視すること。

四 みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等を使用しないこと。

五 危険物を給油又は積み降ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。

六 灯油を容器に小分けするときは、消防法令で定める基準に適合した容器に注入し、注入済みの容器はその場所に放置しないこと。

七 給油、注油、自動車等の転回又は地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

(給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)

第12条 給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

一 給油又は注油、自動車の点検、整備若しくは洗車と関係がない者をもっぱら対象とするような業務を行わないこと。

二 給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。

三 当給油所内にいる顧客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

(駐車)

第13条 当給油所内に自動車を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、あらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

第4章 点検及び検査その他の安全管理

(危険物施設の点検)

第14条 危険物施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより点検を実施しなければならない。

- 2 別表1に定める点検責任者は、前項の点検を適正に実施しなければならない。
- 3 点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、速やかに使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、所長へ修理等を行うよう報告しなければならない。
- 4 第1項の規程により点検を実施したときは、点検記録簿に結果を記録し、これを保存しなければならない。

(改修、補修)

第15条 所長は、危険物施設の改修、補修工事等を行うときは、その内容に応じて消防法令等の規定に基づき、必要な手続きを行わなければならない。

- 2 所長は、前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立会い、工事関係者に対して指示をするなど監視監督を行わなければならない。

第5章 火災等の災害時の措置

(自衛消防隊)

第16条 所長を消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は、別表2のとおりとする。

(消火活動等)

第17条 消火活動等は、次により行わなければならない。

- 一 火災、危険物の流出等が発生した場合には、消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、顧客等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。
- 二 危険物が当給油所外に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡大防止、改修等の応急処置を講ずること。

(地震発生時の措置)

第18条 地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱い作業及び火気設備・器具の使用を中止しなければならない。なお、施設の使用再開にあたっては、十分に点検を行い、安全を確認すること。

第6章 停電時における非常用発電機に係る安全対策

(非常用発電機等を使用する事象)

第19条 震災等により停電が発生した場合には、非常用発電機等を使用し固定給油設備等へ電源供給することができる。

(非常用発電機等の使用可否の判断)

第20条 非常用発電機等を使用する際には、所長は、第18条後段に定める点検を行い、非常用発電機等の使用及び施設の再稼働を判断する。

(非常用発電機等の安全対策)

第21条 非常用発電機等を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 非常用発電機等に燃料を補給する際は、当該発電機の運転を停止すること。
- 二 保管場所は_____とし、定期的に点検を受けるなど、適正維持管理すること。

(非常用発電機等の操作に係る教育訓練)

第22条 非常用発電機等の操作に係る訓練は、それぞれ第23条に定める保安教育及び第24条に定める訓練に含めて実施する。

第7章 教育及び訓練

(保安教育)

第23条 所長は、従業員に対し、次表により保安教育を実施するものとする。

対象者	実施時間	内 容
全従業員	回 / 年	① 予防規程の周知徹底 ② 火災予防上の遵守事項 ③ 安全作業等に関する基本的事項
新入社員	入社時	④ 各自の任務、責任等の周知徹底 ⑤ 地震対策に関する事項 ⑥ その他

(訓練)

第24条 訓練は部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は 月に1回以上、総合訓練は 月に1回以上、それぞれ次により行うこと。

- 一 部分訓練は、危険物の性状及び消火方法の研修並びに消火演習等の訓練を行うこと。
- 二 総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させ、総合的に行うこと。

別 表 1

保安体制（第6条）			
所 長	危険物保安監督者	危険物取扱者	従業員（左記以外の者）
氏名 資格 種 第 類	氏名 資格 種 第 類	氏名 資格 種 第 類	氏名
	職務代行者	氏名 資格 種 第 類	氏名
	氏名 資格 種 第 類	氏名 資格 種 第 類	氏名

危険物施設の点検責任者（第14条第2項）	
点検責任者	氏名 資格 種 第 類

別 表 2

自衛消防体制（第16条）

